

2014年6月20日
全2頁

バーゼルⅢの初歩 第3回

バーゼルⅠはなぜ導入された？

金融調査部 主任研究員
鈴木 利光

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第3回は、バーゼルⅠの内容を解説します。

1 バーゼルⅠ

第2回で述べたとおり、米国による自己資本比率規制の強化の提案に英国及び日本が賛同し、その合意内容をベースに、「バーゼルⅠは、国際的な銀行システムの健全性の強化と、国際業務に携わる銀行間の競争上の不平等の軽減を目的として策定されました。これにより、銀行の自己資本比率の測定方法や、達成すべき最低水準（8%以上）が定められました」¹。

わが国では、1993年3月末に適用までの猶予期間（経過措置）が終了し、適用されました。

わが国が賛同した背景には、有価証券の含み益の一部を自己資本に算入することが認められたという事情があります。

自己資本比率の算出方法は、おおむね図表1のとおりとされていました。

図表1 バーゼルⅠ：自己資本比率の算出方法

$$\frac{\text{Tier1 (株主資本)} + \text{Tier2 (劣後債、有価証券含み益等)}}{\text{信用リスク}} \geq 8\%$$

（出所）金融庁資料等を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

自己資本比率を算出するうえで用いられる「自己資本」、すなわち図表1の分子は、株主資本（普通株式、内部留保等）等から構成されるTier 1資本と、劣後債や有価証券含み益（45%相当額）等から構成されるTier 2資本の合計とされました²。ただし、Tier 2には算入上限が設けられていました。具体的には、Tier 2全体にはTier 1総額、期限付劣後債にはTier 1の50%相当額という算入上限です。

また、自己資本比率の計算式の分母は、当初は信用リスク（融資先や保有する有価証券の発行体の貸し倒れのリスク）のみとされていました。

1) 日本銀行ウェブサイトより引用

<http://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/pfsys/e24.htm/>

2) “Tier”には、「段階」や「層」といった意味があります。Tier 1資本とTier 2資本とでは、前者のほうがより資本性が高く、損失が発生したときの吸収力が高いという位置付けとなります。

分母に算入すべき信用リスクの額（信用リスク・アセット額）は、融資額や保有する有価証券の額（与信額）に、与信先区分に応じたリスク・ウェイト（掛目）を乗ずることにより算出します。リスク・ウェイトは、与信先区分に応じて一律のものが適用されていました（[図表2](#)参照）。

なお、[第1回](#)で述べたとおり、バーゼル規制は、国際統一基準行をその適用対象としています。もともと、わが国では、国内基準行についても、わが国オリジナルの自己資本比率規制を定めています。

国内基準行については、自己資本比率の達成すべき最低水準を、国際統一基準行の半分である4%としています。なお、国際統一基準行と異なり、Tier 2 に有価証券含み益は算入されませんでした。

図表2 バーゼルⅠ：
信用リスクのリスク・ウェイト

与信先区分	リスク・ウェイト
政府 (OECD 加盟国)	0%
銀行 (OECD 所在)	20%
住宅ローン	50%
事業法人・個人	100%

(出所) 金融庁資料等を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

2 バーゼルⅠの改訂

バーゼルⅠは、マーケット・リスク（短期的な売買を行うトレーディング勘定の金利リスクや価格変動リスク）の管理を高度化する必要性から、1996年に改訂されました。

この改訂から、自己資本比率の計算式の分母にマーケット・リスクが加えられ、分子にマーケット・リスクのみをカバーするTier 3 資本（短期劣後債）が加えられました（[図表3](#)参照）。

わが国では、1998年3月末から適用されました。

図表3 バーゼルⅠ改訂：自己資本比率の算出方法

$$\frac{\text{Tier1 (株主資本)} + \text{Tier2 (劣後債、有価証券含み益等)} + \text{Tier3 (短期劣後債)}}{\text{信用リスク} + \text{マーケット・リスク}} \geq 8\%$$

(出所) 金融庁資料等を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、国内基準行については、マーケット・リスクを分母に算入しないことが認められていました。

3 自己資本比率が達成すべき最低水準を下回った場合

それでは、バーゼル規制における自己資本比率の達成すべき最低水準（8%。国内基準行の場合は4%）を下回った場合はどうなるのでしょうか？

わが国では、その下回った程度に応じて、金融監督当局から早期に是正を求める措置が発動されることとなっています（2000年7月以降）。

以上

次回（第4回）は、[バーゼルⅡの見直しの骨格](#)を解説します。